平成22年特定サービス産業実態調査

機械修理業,電気機械器具修理業調 査票記入注意

この調査票にお答え頂いた内容は、統計作成上 の目的以外に使用されることはありません

> 平成22年11月1日 経 済 産 業 省

- ○調査票の記入に当たっては、この記入注意及び「調査票の記載例」を参照してください。
- ○<u>調査票の項目で灰色に塗りつぶされている部分がある場合は、その部分に記入する必要はあり</u>ません。
- ○記入いただきました調査票は、原則として「統計調査員」が回収に伺いますが、郵送により 提出をお願いする場合がございます。その場合は、同封の「返信用封筒」を使用して提出して ください。なお、ご記入の内容について問い合わせをすることがありますので、「調査票の記 載例」の裏面を記入者(事業所)の控え・保存用として使用してください。

I. 基本的注意事項

- (1) 記入は、黒のボールペンではっきりと記入してください。
- (2) 文字は楷書で、数字は算用数字ではっきり記入してください。
- (3)金額は万円単位で記入し、万円未満は四捨五入してください。なお、金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- (4) 割合を記入する場合は必ず整数で記入してください。例えば、6.3%は6%、1.5%は2%と小数点以下を四捨五入してください。なお、合計は100%とします。四捨五入の影響で 100%にならない時は、割合の最も大きい区分で調整してください。ただし、調査項目に「**」がある場合は、必ずしも内訳の和が100%にはなりません。
- (5) **この調査は、事業所単位の調査となっています**。したがって調査票の記載は、設問内容に応じて、「事業所」若しくは「主たる業務」(※)について<u>「あなたの事業所」に関する</u>内容を記入してください。同一企業内の他の事業所分は含みません。
 - (※) この調査における 「主たる業務」とは、「機械修理業務」、「電気機械器具修理業務」 のうち、売上高が多い業務をいいます (以下同じ)。当該各業務の内容は、下記の「II. 調査対象となる事業所」の(1)及び(2)において記載されている業務となりますので参照してください。

Ⅱ. 調査対象となる事業所

この調査の対象となる事業所は、日本標準産業分類小分類901-機械修理業(電気機械器具を除く)又は同小分類902-電気機械器具修理業に格付けされる事業所です。具体的には、

- (1)「機械修理業(電気機械器具を除く)」は、顧客の要請に応じて、以下の業務を主たる業務として営む事業所が調査の対象となります。
 - ①一般機械の修理
 - ②建設機械及び鉱山機械の整備修理

- (2)「電気機械器具修理業」は、顧客の要請に応じて、電気機械器具の修理業務を主たる業務と して営む事業所が調査の対象となります。
 - ◆ただし、以下の業務を主たる業務として営む事業所は調査の対象とはなりません。
 - ①修理する商品と同種の商品を製造する事業所(大分類E-製造業)
 - ②修理する商品と同種の商品を販売する事業所(大分類I-卸売業,小売業)
 - ③自動車の整備、修理を行う事業所→自動車整備業(小分類891)
 - ④衣服修理業→衣服裁縫修理業 (細分類7931)
 - ⑤船舶修理業(小分類313)、鉄道車両改造修理業(鉄道業の自家用を除く)(細分類3121)、 鉄道業の鉄道車両修理工場(小分類421)、航空機オーバーホール業(細分類3141)
 - ⑥時計(電気時計を含む)の修理を行う事業所→時計修理業、電気時計修理業 (細分類9092)。
 - ⑦プラントエンジニアリング業→その他の技術サービス業(小分類749)
 - ⑧プラントメンテナンス業→その他の技術サービス業(小分類749)

(参考) 日本標準産業分類

統計調査の結果を産業別に表示する場合の統計基準として、事業所において社会的な分業として行われる財貨及びサービスの生産又は提供に係るすべての経済活動を分類したものであり、事業所において行われるすべての経済活動を大分類、中分類、小分類、細分類の4段階に分類しています。詳細は総務省のホームページ

【http://www.stat.go.jp/index/seido/sangyo/19index.htm】をご覧ください。

Ⅲ. 調査事項ごとの記入注意

番号	調査事項		記	入	注	意	
1	事 業 所 名 及び所在地	(1)「I 事業所 が違う場合くださる 記入して記入して記入して記入して記入して記入してに 及り「Ⅱ 事業所 便番号の事業所 (3)「Ⅲ 本社の である記入している。 である記入している。 (3)「Ⅲ 本社の である記入している。 である記入している。 である記入している。 である記入している。 であることに記り	は で は で は で は で は で は で は で は で は で は で が の の の の の の の の の の の の の	末 通まだ記の号入業の在た、し、名、、すてがて行はでったで、地がでかるで地がでかる。 はっている はっている はっている はっしん はっしん かいしん はっしん かいしん はっしん かいしん はっしん はっしん はっしん はっしん はっしん はっしん はっしん はっ	白あ業株公 あうごてあなんのと名会はから合いなくあいるた、ないかはま所事際の実たがまたを	またでは、 は、 でででは、 ででででででできます。 できまれる でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でいた でんか また でんか は でんか は 横 戸 が にの か は 横 戸 が にの か は 横 戸 が れ にの か は か は か は か は か は か は か は か は か は か	の正式な名称 のででは、 の後でででででででででででいる。 ででででででででででででででででででででででででで
2	経営組織及び資本 金額		末消し、あた また、経営組 業所が「1 資金額)」欄 出)又は出資 四捨五入して 円未満の場合	はたの事業所 ・ 会社」に 会社」に ・ 会社」に ・ の力容に ・ の力るに ・ の力容に ・ の力るに ・ の力容に ・ の力るに ・ の力な ・ のかる ・ のかる ・ のかる ・ のかる ・ のかる ・ のかる ・ のかる ・ のかる ・ のか。 ・ のかる ・ のな ・ のな	所が該当する は以下の表を 該当する場 人してくださ 資会社、合名 ください(5:3)と記入してく	る経営組織の 参照してくれ 合は、矢印に ない。なお、 公会社、合同 千円以上1万	番号を○で囲んださい。 こ従って「Ⅱ す 資本金額(株 会社)が1万 円未満の場合
		2 会社以外 の法人・ 団 体	公益法人 利活動法 ない法人 農業協同 この「2	人、法人格 ・団体及び 引組合等の 会社以外の	、社団法人 を有する法 外国の会社 団体もこの の法人・団体	人・団体、活 をいいます。 区分になり	る場合は「資
		3 個人経営	なお、会		団体組織と	事業所をいいない	います。

番号	調査事項		記	入	注	意		
3	本社•支社別等	内容が違う場 別の番号を〇	場合は「×」 で囲んでく 上・支社別の	で抹消し、 ださい。)内容は以 ⁻	あなたの! 下の表を参!	事業所が該警 照してくだる	当する本社・ さい。なお、	支社 親会
		1 単独事業所				本店や支社	・支店及び営す。	計
		2 本 社	それらの なお、本 いるよう	すべてを統 社・本店の な場合は、	話している)各部門がい 社長などの	事業所をい いくつかの場 代表者がいる	巻所があって います。 所に分かれて る事業所を「2 」とします。	C
		3 支 社	他の場所いいます		上・本店の紛	充括を受けて	いる事業所を	<u> </u>
		(2)「Ⅱ 事業	」 所の系統 □	こついては、	次の区分	によりあなタ	その事業所に	一 .あて

(2) 「Ⅱ **事業所の系統」**については、次の区分によりあなたの事業所にあて はまる事業所の系統の番号を1つ○で囲んでください。

事業所の系統	内 容 例 示
1 設備メーカー の系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等の製造・販売を行う企 業の系列企業
2 設備ユーザー の系列企業	機械設備、電機設備、計装設備等を利用し、生産活動等 を行う企業の系列企業(輸送機関、電力系統等の大口需 要者等)
3 その他 (独立系)企業	設備メーカー、設備ユーザーとは関連のない企業

◎次の調査事項(番号4~7)については、あなたの事業所のみの金額(又は割合)等を記入してください。他の事業所分は含みません。

番号	調査事項	記入注意
4	年間売上高	(1)「I 事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」 ① 事業所の年間売上高については、あなたの事業所が平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に得たすべての売上高、すなわち、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高に消費税額を含めて記入してください。 なお、上記1年間での記入ができない等やむを得ない場合については、最も近い決算日前の1年間の事業所の売上高を記入してください。 ② 当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を含めてください。 ③ 当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含めないでください。
		(2)「II Iの「事業所の年間売上高(消費税額を含む。)」に占める業務別売上高」 ① 「事業所の年間売上高」について、「機械修理業務」、「電気機械器具修理業務」及び「その他業務」に分けて業務別年間売上高を記入してください。 ② 「機械修理業務」及び「電気機械器具修理業務」の内容については、本記入注意の「II. 調査対象となる事業所」において記載されている業務(1~2頁参照)に基づきますので、当該部分を参照してください。 ③ 「その他業務」に売上高の記入がある場合には、矢印に従って「その他業務の内訳」の表に、「その他業務」全体の売上高に対する当該業務(売上高がある業務)の売上高の割合を記入してください。例えば、「製造業務」の売上高がある場合は、「その他業務の内訳」の表の「製造業務」欄に、「その他業務」全体の売上高に対する「製造業務」の売上高の割合を記入してください。 なお、「その他業務の内訳」の表における業務の内容については、記入注意の「5年間売上高の契約先産業別割合」に記載している産業別区分(8~10頁参照)に従ってください。
		(3)「Ⅲ 「主たる業務」の年間売上高の業務種類別割合」 ① 「機械修理業務」と「電気機械器具修理業務」のうち、売上高が多い業務(「主たる業務」といいます(以下同じ)。)のみについて、矢印に従って該当する業務の表に、年間売上高の業務種類別の割合を、合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。

			§>	
		業務種	類	内 容 例 示
		一般機械器 (建設・鉱L 械器具を関	山機	・特殊産業用機械(食品機械、木材加工機械、製紙機械、
		輸送用機械 (自動車 附属品を関	• 同	○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。
	-	精密機械制(時計を除		
	-	建設・鉱機 械器		
		その	他	○電気機械器具を除く上記以外の機械器具修理業務

周査事項		記入注意
丰間売上高		
	<電気機械器具修	理業務>
	業務種類	内 容 例 示
		○電気エネルギーの発生、貯蔵、送電、変電及び利用
		を行う機械器具(電子計算機と通信機械器具を除く
		の修理業務
		○具体的には以下の機械器具の修理が含まれます。
		・発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具
	 電気機械器具	(発電機、電動機、変圧器類、開閉装置、配電盤、 電力制御装置、配線器具、電気溶接機械、内燃機
	电双微微码头	电刀前仰表直、能療益具、电気俗依機(() 内然機)電装品など)
		- ^{電表叩なこ)} ・民生用電気機械器具(ちゅう房機器、空調・住宅関連
		機器、電気洗濯機、衣類乾燥機、電気掃除機など)
		・電球・電気照明器具
		・電子応用装置(X線装置、医療用電子応用装置、
		子顕微鏡など)
		· 電気計測器、工業計器、医療用計測器 等
	桂 起 泽 /	○通信機械架目及び関連機架 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		○通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、 子計算機及び附属装置の修理業務(ATM装置等)
	情報通信機械器具	○通信機械器具及び関連機器、映像・音響機械器具、 子計算機及び附属装置の修理業務(ATM装置等)
	機 械 器 具 そ の 他 (4)「IV 「主たる ① 「主たる業務 (対象となる業	子計算機及び附属装置の修理業務(ATM装置等) ○上記以外の電気機械器具修理業務 3業務」の発注元別年間売上高(消費税を含む。)」 務」のみについて、発注元別の年間売上高を記入してくだ。 務については、国内・国外取引を問いません)。 の内容は、次の区分に従って記入してください。 内容は、次の区分に従って記入してください。 内容はの親会社からの発注 注:「親会社」とは、貴社の議決権の50%を超えて所している会社をいいます。
	機 械 器 具 そ の 他 (4)「IV 「主たる ① 「主たる業務 (対象となる業) ② 発注元区分の 発注元区分 法 親 会 社	子計算機及び附属装置の修理業務 (ATM装置等) ○上記以外の電気機械器具修理業務 ※務」の発注元別年間売上高(消費税を含む。)」 ※

番号 調査事項 記 入 注 意 4 年間売上高 ② 業務種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

業	務区分	}	内 容 例 示
日常	常保	全	○日常保守点検、1日~2日の計画修理等
定期	期修	理	○シャットダウンメンテナンス、設備を一定期間停止
			して行うメンテナンス
保	守 契	約	○年間一括保守等
スァ	ポッ	7	○突発故障や事故の対応等
そ	の	他	○上記以外の修理業務

(6)「VI 「主たる業務」の年間売上高の契約種類別割合」

- ① 「主たる業務」のみについて、年間売上高の契約種類別の割合を、各発注元ごとの合計が100%となるように整数で記入してください(対象となる業務については、国内・国外取引を問いません)。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大きいところで調整してください。
- ② 契約種類別割合は、次の区分に従って記入してください。

契約区分	内 容 例 示
請負方式	○積算を根拠に契約金額を決定するものをいいます。
	(見積もり方式)
人工方式	○施工人工×単価で契約金額を決定するものをいいます。.
(マンアワー)	
設備単価方式	○人数・人工にかかわらず対象設備ごとに契約金額を
	決定するものをいいます。
その他	○上記以外の方法で契約金額を決定するものをいいます。

5 年間売上高の 契約先産業別 割合

(1)「I「主たる業務」の年間売上高の契約先産業別割合」

- ① 契約先(取引相手)の各産業の割合の合計が100%となるように整数で 記入してください。なお、合計が100%にならない時は、割合の最も大 きいと ころで調整してください。
- ② 契約先産業別割合は、次の産業区分に従って記入してください。

産業別区分	業 種 例 示
建設業	土木建築工事業、舗装工事業、建築リフォーム工事業、左官 工事業、板金・金物工事業、塗装工事業、電気工事業、電気 通信・信号装置工事業、機械器具設置工事業
製造業	食料品、飲料・たばこ・飼料、繊維(衣服・その他の繊維製品を含む)、木材・木製品、家具・装備品、パルプ・紙・紙加工品、印刷・同関連業、化学製品、石油・石炭製品、プラスチック製品、ゴム製品、なめし革・ 同製品・毛皮、窯業・土石製品、鉄鋼製品、非鉄金属、金属製品、はん用機械、生産用機械、業務用機械、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械、情報通信機械、輸送用機械、時計・同部分品などその他の製品の製造業

(通信に、有に、) に、有に、有に、有に、有に、有に、有に、有に、有に、有に、有に、有い。 では、理の、では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できませい。 では、できまませい。 では、できまませい。 では、できままままままままままままままままままままままままままままままままままま
び業、有線 情報処理・提 き、映像・音 音声情報制作
で 客自動車運 で 客客運送 事 を 選送 等 選送 等 選送 等 選送 等 選送 等 等 等 等 等 等 等 等
京売事業所、
対府関係金融 ジットカード 補助的金 、保険サー
美、物品賃貸
所、特許事 :事務所、税 也の専門サー ロンサルタン 二木建築サー 計画明業、写
文ジを

番号	調査事項		記入注意
5	年間売上高の 契約先産業別 割合		業 種 例 示 食堂、レストラン、そば・うどん店、すし店、喫茶店、その他の一般飲食店、料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ、酒場、ビヤホール、旅館、ホテル、簡易宿所、下宿業、その他の宿泊業
		生 活 関 連 サービス業, 娯 楽 業	墓地管理業、冠婚葬祭業等)、娯楽業(映画館、興行場の掲を
			学校教育、その他の教育,学習支援業(社会教育、職業・教育支援施設、学習塾、教養・技能教授業(外国語会話教授業、スポーツ・健康教授業など))
		サービス業 (同業者(11 頁の(※)参 照)を除く)	複写業、警備業、他に分類されない事業サービス業、政治・
		公 務	国家及び地方公務
		同業者	「機械修理業」又は「電気機械器具修理業」の同業者(同 一企業間の企業内取引を含む)(下記(※)参照)
		その他の産業	農業、林業、漁業、鉱業、医療業(病院、一般診療所、歯科診療所、助産・看護業、療術業、医療に附帯するサービス業)、保健衛生(保健所、健康相談施設、その他の保健衛生)、社会保険・社会福祉・介護事業(社会保険事業団体、福祉事務所、児童福祉事業、老人福祉・介護事業、障害者福祉事業、その他の社会保険・社会福祉・介護事業)、複合サービス事業(郵 便局、協同組合)など ※海外(国外)取引による売上高は、ここに含めてください。
		他 個 人	契約先が企業や各種団体が属する産業ではなく、直接個人を 対象としている場合は、ここに含めてください。

	調査事項		記	入	注	意	
5	年間売上高の	(※) 契約失産	単区分における「	同業者ルニ	ついて		
J	契約先産業別	-	*区/バン 業所が「機械修				
	割合					¢者」としてくた	ニ キい
	H3 L4					は、「同業者」で	- 0
			(同業者を除く)				10.00
			業所が「電気機	_	-	る場合	
		・契約先か	「電気機械器」	具修理業」	を営む場合	は、「同業者」。	としてくださ
		٧١°					
				- ,		業者」ではなく	「サービス業
		,, ,,,,,	かを除く)」とし		· ·		
		0 / 11.17			_{戒器具修理}	業」かの判断が	困難な場合に
			者」としてくだ			₩ ₹	T-=1 1 12 7 7 6
		0 17777772	·//			業務の定義は、	
		., .	[刈豕となる事ぇ てください。	長月17.] (□↓	ついて記載で	されている内容	(1~2貝/
		照)に従う	(() () () ()				
6	年間営業費用	(1)「I 事業	所の年間営業費	用(消費税	額を含む。)	L	
	及び年間営業	① 年間営業	費用については	は、あなた(の事業所(企	*業ではありませ	ん。)が、平成
	用固定資産					年間に要した費	
	取得額	入してくださ			-		
				記入ができ	ない等やも	っを得ない場合し	こついては、
		最も近い決	:算日前の1年間	の営業費	用を記入し、	てください。	
		② 当該年間	営業費用には、	営業外費	用(支払利)	息、割引料、為	替差損等)は
		含めないで	うください。				
		③ 年間営業	費用には、消費	税額を含む	めて記入して	てください。	
		④ 年間営業	費用は、次の区	分に従って	て記入して、	ください。	
		費用区分		費	用 例	示	
			○平成21年	11月1	日から平成	22年10月3	1 目までの
			1年間に支	給した給力	与額 (基本)	給、賞与、諸手	当などで定
			期的、臨時	的に支払る	られたもの))及び退職金の	総額を税込
			み金額で記				, ,,, - ,, -
		給与支給	○営業費用か	ら支払われ	る「役員」	の報酬及び賞与	、「パート・
		総額				」の給与も含め	
			ください。				
			•				
			○事業所で「	給与を支持	4っている)	出向・派遣者(他の会社な
						出向・派遣者(人)」がいる場合	
			ど別経営の	事業所で働		出向・派遣者(人)」がいる場合	
			ど別経営の 与も含めて	事業所で働 ください。	めいている丿	人)」がいる場合	は、その給
		外注费	ど別経営の 与も含めて ○業務の一部	事業所で個 ください。 又は全部で	かいている力を国内・国	人)」がいる場合	は、その給委託、下請
		外注費	ど別経営の 与も含めて ○業務の一部 け、その他	事業所で個 ください。 又は全部で の形式で発	かいている <i>)</i> を国内・国 経	人)」がいる場合 外の他の企業へ 身を記入してくた	は、その給 委託、下請 ごさい。
		外注費	ど別経営の 与も含めて ○業務の一部 け、その他 なお、本社	事業所で個 ください。 又は全部で の形式で発 ・支社・	かいている <i>)</i> を国内・国 経	人)」がいる場合	は、その給 委託、下請 ごさい。
			ど別経営の 与も含めて ○業務の一部 け、その他 なお、本社 費とみなし	事業所で値 ください。 又は全部で の形式で発 ・支社・ ます。	かいている <i>)</i> を国内・国2 き注した経費 営業所間の	人)」がいる場合 外の他の企業へ 骨を記入してくた 同一企業内取引	は、その給 委託、下請 ざい。 関係も外注
		外注費減価償却費	ど別経営の 与も含めて 〇業務の一部 け、その他 なお、本社 費とみなし ○取得価額が	事業所で個 ください。 又は全部で の形式で発 ・支社・ ます。 10万円し	を国内・国の を国内・国の を注した経費 営業所間の日 以上の建物、	人)」がいる場合 外の他の企業へ 身を記入してくた	は、その給 委託、下請 ざい。 関係も外注
			ど別経営の 与も含めて ○業務の一部 け、その他 なお、本社 費とみなし	事業所で個 ください。 又は全部で の形式で発 ・支社・ ます。 10万円し	を国内・国の を国内・国の を注した経費 営業所間の日 以上の建物、	人)」がいる場合 外の他の企業へ 骨を記入してくた 同一企業内取引	は、その給 委託、下請 ごさい。 関係も外注
			ど別経営の 与も含めて 〇業務の一部 け、その他 なお、本社 費とみなし ○取得価額が	事業所で個 ください。 又は全部で の形式で発 ・支社・ ます。 10万円し	を国内・国の を国内・国の を注した経費 営業所間の日 以上の建物、	人)」がいる場合 外の他の企業へ 骨を記入してくた 同一企業内取引	は、その給 委託、下請 ごさい。 関係も外注
			ど別経営の 与も含めて 〇業務の一部 け、その他 なお、本社 費とみなし ○取得価額が	事業所で個 ください。 又は全部で の形式で発 ・支社・ ます。 10万円し	を国内・国の を国内・国の を注した経費 営業所間の日 以上の建物、	人)」がいる場合 外の他の企業へ 骨を記入してくた 同一企業内取引	は、その給 委託、下請 ごさい。 関係も外注
			ど別経営の 与も含めて 〇業務の一部 け、その他 なお、本社 費とみなし ○取得価額が	事業所で個 ください。 又は全部で の形式で発 ・支社・ ます。 10万円し	を国内・国の を国内・国の を注した経費 営業所間の日 以上の建物、	人)」がいる場合 外の他の企業へ 骨を記入してくた 同一企業内取引	は、その給 委託、下請 ごさい。 関係も外注

番号 調査事項 記 入 注 意 年間営業費用 (つづき) 6 及び年間営業 費用区分 用 費 示 用固定資産 ○土地・建物を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間 取得 土 地・ の賃借料を記入してください。 建 ○賃借料には、管理費などの共益費及び月極めの駐車料金も 物 含めてください。 ○有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、 賃 情 ファクシミリ、電子計算機 (パソコン、サーバーなど)、端 報 借|機 末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの「情報通信 通 械 信 機器」を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の賃 料・ 借料を記入してください。 装 器 ○自動車、複写機、プリンタなど「情報通信機器」以外の機 置 そ の 械・装置を借りて業務を営んでいる場合は、この1年間の 他 賃借料を記入してください。 ○「その他の営業費用」とは、上記以外の営業費用で以下の ものなどをいいます。 その他の 仕入高(商品・原材料・部品などの仕入高)、支払手数料、 営業費用 水道光熱費、旅費、交通費、通信費、土地・建物及び機

公課など。

______ ※営業費用の調査項目には、売上原価、販売費及び一般管理費を含めて記入してください。損益計算書との関係は17頁を参照してください。

械・装置以外の賃借料、派遣労務費、福利厚生費、租税

- (2)「Ⅱ 事業所の過去1年間における営業用固定資産取得額(消費税額を含む。)」
 - ① 「事業所の営業用固定資産取得額」には、平成21年11月1日から平成22年10月31日までの1年間に新たに取得した資産(新品、中古品、建物など)の取得額について、購入手数料を含めて記入してください。

なお、この1年間に営業用固定資産の取得がなかった場合は、合計欄に「0」を記入してください。

- ② 年間営業用固定資産取得額には、消費税額を含めて記入してください。
- ③ 年間営業用固定資産取得額は、次頁の区分に従って記入してください。

Ì	資	崔区分	資 産 例 示
	機		○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の有線通
有	械	情報通信	信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファ
形	•	機器	クシミリ、電子計算機 (パソコン、サーバーなど)、
固	設		端末機器、補助装置、電子計算機附属装置などの購入
定	備		に要した金額
資	•		○耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の工具器
産	装	その他	具、機械、設備、装置、備品など(情報通信機器を除
	置		く)の購入に要した金額

番号	調査事項	記 入 注 意 					
6	年間営業費用	(つづき)					
	及び年間営業	資産区分 資産例示					
	用固定資産	有 土 地 ○土地購入に要した金額					
	取 得 額	形					
		固 建物・その他 ○建物の購入、改築・改装に要した金額					
		定 の有形固定 ○給・排水及びガス設備、冷暖房用設備などの建物付属 資 資 産 設備の購入に要した金額					
		産 ○その他取得した有形固定資産の購入に要した金額など					
		○物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は					
		無形固定資産経済的権利)の購入に要した金額をいいます。借地権、					
		ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、					
		電話加入権、営業権など					
7	従 業 者 数	(1) 従業者数は 、平成22年11月1日現在、又はこれに最も近い給与締切日 現在で記入してください。					
		(2)長期欠勤者で、1か月以上いかなる給与も受けていなかった人は、在籍者					
		であっても含めないでください。					
		(3)「I 事業所の従業者数」					
		事業所の従業者数について、以下に従って記入してください。					
		① 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、					
		「常用雇用者」、「臨時雇用者」及び「総計」について、「別経営の事業所に					
		派遣している人」を含めた人数を男女別にそれぞれ記入してください。					
		してください。(別経営の事業所から派遣されて当該事業所に在籍している					
		「個人業主」の人も含まれません。)					
		② 上記①において「別経営の事業所に派遣している人」がいる場合は、「総					
		計」の内数として、その人数を男女別に記入してください。					
		③ 「総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人」がいる場合は、「総					
		計」の右の別欄に、その人数を男女別に記入してください。					
		④ 派遣として働いている人とは、労働者派遣法にいう派遣労働者のほか、在					
		籍出向など出向元に籍があり出向元から給与を受けながら出向先の事業所では、アルストスが下誌(誌台業教)の仕事にして触いている人ないいます。					
		で働いている人及び下請(請負業務)の仕事として働いている人をいいます。					

番号	調	查	事	項	記 入 注 意						
7	従	業	者	数	⑤ 従業者の各区分の内容は以下によります。						
					 雇用形態区分 内容例示 ○個人業主とは、個人経営の事業主で、実際にこの事業所の業務に従事している人 ○無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している人 ※家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けて働いている人は常用雇用者欄に記入してください。 家族従業者 ※調査事項の「2 経営組織及び資本金額」欄で、「3 個人経営」を選択した場合のみ記入してください。 したがって、「1 会社」及び「2 会社以外の法人・団体」を選択した場合には、「②有給役員」欄から「⑤臨時雇用者」欄に記入してください。 						
					○個人経営以外の場合で、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬、給与の支払いを受けている人※取締役や理事などであっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は「常用雇用者」に含めてください。また、ただ単に名目的で業務に従事せず、かつ役員報酬を受けていない人は除いてください。						
					常用雇用者○一定の期間を定めずに雇用されている人、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている人○平成22年9月、10月にそれぞれ18日以上働き、現在も雇用されている人						
					③一般に正社員、 正職員などと呼ばれている人						
					●パート、 どと呼ばれている人以外で、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイトなど マー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている人 (契約社員を含む。)						
					(就業時間換 算雇用者数) (就業時間換 (就業時間換 (就業時間換 総労働時間(1週間分)を貴事業所(貴社)の所定労働 時間(1週間分)で除して算出した人数(次頁(※)参照)						

番号	調		事	項		 記		注		
	.,, -				(- ~ +)	ДС		177)EV	
7	(征	耒	百	数	(つづき) 雇用形態区分 ⑤ 臨 時 雇 用 者 (常用雇用者以 外の雇用者)			以外の雇用		月以内の期間 雇用されてい
					総 計 (①から⑤の合計)	_		[] 欄から「)合計(総計		用者」欄に記
					総計(①~⑤の 合計)のうち、別 経営の事業所に 派遣している人	入し 出向	た人のう [†] ・派遣し ⁻	ち、他の会	社など別経り は下請けと	用者」欄に記 営の事業所へ して他の会社
					総計のほかに別経 営の事業所から派 遣されている人	入し から	た人のほだ 出向・派遣	かに、他の 遣されてい	会社など別紀	経営の事業所 請として他の
					ト・アルバイト 定労働時間が 4	間で24日 」欄に4 0時間でも	時間勤務の 人と記入し あれば、 <u>2</u>	ンます。あた 4×4÷4	なたの会社の $0 = 2.4$	場合は、「④パー 01週間あたり所 <u>と</u> なりますので、 ださい。 (小数点
(4)「II 「主たる業務」の部門別事業従事者数」 ① 「主たる業務」に携わる事業従事者数(※参照)を部門別に記さい。1人で複数の業務を兼ねている場合でも、その人の主たえば、就業時間数の多かった部門)で区分してください。 (※) 事業従事者数とは、従業者数(「I」欄の総計)から「別所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されを含めた人数をいいます。ただし、別経営の事業所から派遣も「主たる業務」以外の業務に従事している人は除きます。 ② この欄では、「主たる業務」に携わる事業従事者数を記入してで、調査項目との関連では下記の関係による人数となります。						を主たる業務 (例 を				
	「I」欄の従業者数総計(①~⑤の合計) - 「別経営の事業所に派遣している人」+「別経営の事業所から派遣されている人」のうち、「主たる業務」に携わる人数(事業従事者数)									

部 門 区 分 内 容 例 示 一般に、総務、企画、人事、経理、予算及び営業などの業務に従事する人 各種の「主たる業務」の受注契約、委託者の意向の自 社内の各部門への伝達などの業務に従事する人 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含めてください。 うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分についても同じ) 技 機械部門 ○技術部門のうち、機械設備関連の業務に従事する人 計装部門 ○技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する人 精 情報処理 ○技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する人 部 門 部 検査部門 ○技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する人 門 その他 ○技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人 門 その他 ○技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人	 ○一般に、総務、企画、人事、経理、予定の業務に従事する人 管理・営業 ○各種の「主たる業務」の受注契約、委託 計 社内の各部門への伝達などの業務に従事 ※有給役員のうち、「主たる業務」を担当 こに含めてください。 	算及び営業など 託者の意向の自
 管理・営業	管理・営業部 門社内の各部門への伝達などの業務に従事※有給役員のうち、「主たる業務」を担当こに含めてください。	
技 機械部門 ○技術部門のうち、機械設備関連の業務に従事する人 計装部門 ○技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する人 情報処理 ○技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する人 一	うち、別経営の事業所から派遣されている人(以下の部門区分	
 計装部門 ○技術部門のうち、計装設備関連の業務に従事する人 情報処理 ○技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する人 部 門 ○技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する人 門 その他 ○技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人 		についても同じ)
 情報処理 ○技術部門のうち、情報処理関連の業務に従事する人 部 門 検査部門 ○技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する人 門 その他 の技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人 	技 機械部門 ○技術部門のうち、機械設備関連の業務に	従事する人
 部 門 検査部門 ○技術部門のうち、修理後の製品確認等、検査関連の業務に従事する人 門 その他 ○技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人 部 門 	計装部門 ○技術部門のうち、計装設備関連の業務に	従事する人
務に従事する人 門 その他 ○技術部門のうち、上記以外の業務に従事する人 部 門		従事する人
部門		、検査関連の業
その他 ○上記以外の業務に従事する人		する人
	その他 ○上記以外の業務に従事する人	
	その他 ○上記以外の業務に従事する人	

『機械修理業・電気機械修理業調査票の場合』

損益計算書	特定サービス産業実態調査における
(自 平成××年×月×日	営業費用項目
至 平成××年×月×日)	
I 売上高(営業収入)	
Ⅱ 売上原価(営業原価)	
・人件費	「給与支給総額」
・外注費	「外注費」
・減価償却費 (※)	「減価償却費」
・賃借料	「賃借料」
・消耗品費・特許・商標等使用料	「その他の営業費用」
・仕入高(商品 ・原材料 ・部品などの仕入高) ・消	
耗品 費	
など	
Ⅲ 販売費及び一般管理費	
・販売及び一般管理業務に従事する役員・従業員の給料	「給与支給総額」
・賃金 ・手当(通勤手当を含む) ・賞与	
・外注費	「外注費」
・減価償却費(※)	「減価償却費」
•不動産賃貸料	「賃借料」の「土地・建物」
・販売手数料 ・荷造費 ・運搬費 ・広告宣伝費	
・見本費 ・保管費 ・納入試験費 ・福利厚生費	
・販売及び一般管理部門関係の交際費	「その他の営業費用」
・旅費 ・交通費	
・通信費 ・水道光熱費 ・消耗品費 ・租税公課 ・修繕	
費	
・支払手数料(ロイヤリティを含む)	
など	
営業利益×××	

特定サービス産業実態調査の「年間営業費用」には、損益計算書の「売上原価」と「販売費及び一般管理費」の金額を記入してください。

例えば、特定サービス産業実態調査の「給与支給総額」には、「売上原価」の人件費と「販売費及び一般管理費」の給与手当や役員報酬の合計を記入し、特定サービス産業実態調査の「減価償却費」には、「売上原価」の減価償却費と「販売費及び一般管理費」の減価償却費の合計を記入してください。

この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づいて行われている基幹統計調査です。

統計法 (平成十九年法律第五十三号)(抄)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
- 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれかに該当するものとして総 務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
- ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- 第二章 公的統計の作成

(報告義務)

- 第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹 統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めること ができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。
- 3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者(営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。)又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

(立入検査等)

- 第十五条 行政機関の長は、その行う基幹統計調査の正確な報告を求めるため必要があると認めるときは、当該基幹統計調査の報告を求められた者に対し、その報告に関し資料の提出を求め、 又はその統計調査員その他の職員に、必要な場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 前項の規定により立入検査をする統計調査員その他の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
- 第四章 調査票情報等の保護

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この 法律(地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例) に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調 査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

- 第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処 する。
- 第十三条に規定する基幹統計調査の報告を求められた者の報告を妨げた者
- 第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
- 一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
- 二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項 の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答 弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者